

パーソナルモビリティ安全利用官民協議会の概要

1 概要

パーソナルモビリティの安全な利用の推進のためには警察その他の行政機関との連携のもと、販売事業者及びシェアリング事業者による交通安全教育が効果的に行われることが必要であることを踏まえ、パーソナルモビリティの安全な利用を推進するための方策について官民で意見交換を行い、これらを着実に実施することを目的として開催するもの。第1回会議を令和4年2月25日に開催し、これまで計10回開催（令和6年11月現在）。

※ 令和5年3月7日の第5回会議においては、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」を策定。

2 構成員

(1) 関係省庁等

警察庁交通局交通企画課長
金融庁監督局保険課長
消費者庁表示対策課長
総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室長
経済産業省製造産業局生活製品課長
国土交通省自動車局技術・環境政策課長、保障制度参事官
警視庁交通総務課長

(2) 販売事業者（五十音順）

一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本電動モビリティ推進協会
大手家電流通協会

(3) シェアリング事業者（五十音順）

株式会社アド近鉄
株式会社 eBoard
株式会社サンオータス
Crystal 株式会社
合同会社トレルピ
マイクロモビリティ推進協議会
mile 株式会社
有限会社湯田工務店
Y' s 商会

(4) オンラインショッピングモール事業者（五十音順）

アマゾンジャパン合同会社
オンラインマーケットプレイス協議会
株式会社メルカリ
ヤフー株式会社
楽天グループ株式会社

(5) 飲食物配送事業者

日本フードデリバリーサービス協会